

居住制限区域（富岡町）に居住していた申立人ら（父母及び子）の平成30年3月分までの日常生活阻害慰謝料について、申立人子に対しても、仙台市内の専門学校の学生であったものの、原発事故前に同学校に対して退寮届を提出し、富岡町内の自宅を住所と届け出ていた上、平成23年4月には就職見込みであったこと等から、原発事故当時の生活の本拠地を上記自宅と認定して賠償されたほか、申立人父については、家族別離が生じていた期間について3割相当額が、避難生活のストレスから突発性難聴が発症したことに鑑み一時金20万円がそれぞれ増額され、また、申立人母については、家族別離が生じていた期間について3割相当額が増額されて賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、第1項の損害項目及び対象期間に対する和解金として、金29,593,614円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 確認条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。但し、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年7月23日

（仲介委員 永山 在浩）

申立人 X1

損害項目	内訳	金額	期間
日常生活阻害慰謝料	基本部分	8,540,000	平成23年3月～平成30年3月
	増額分(家族別離)	162,000	平成23年3月～平成23年7月
	一時金(突発性難聴)	200,000	
生命身体損害	医療費	44,100	平成23年5月
	慰謝料	79,800	平成23年5月～平成23年8月
	診断書	5,250	
	交通費	30,000	平成23年5月～平成23年8月
小計		9,061,150	
弁護士費用		271,835	

9,332,985

申立人 X2

損害項目	内訳	金額	期間
日常生活阻害慰謝料	基本部分	8,540,000	平成23年3月～平成30年3月
	増額分(家族別離)	162,000	平成23年3月～平成23年7月
就労不能損害		2,428,514	平成23年4月～平成23年12月 平成26年1月～平成26年2月
小計		11,130,514	
弁護士費用		333,915	

11,464,429

申立人 X3

損害項目	内訳	金額	期間
日常生活阻害慰謝料	基本部分	8,540,000	平成23年3月～平成30年3月
小計		8,540,000	
弁護士費用		256,200	

8,796,200

和解金額合計	29,593,614
--------	------------